



六 岁入徵收官（会計法第四条の二第三項に規定する歳入徵收官をいい、予算決算及び会計定する歳入徵收官をいい、同令第三十九条の二第三項に規定する歳入徵收官代理を含む。以下同じ。）又は分任歳入徵收官（同法第四条の二第五項に規定する分任歳入徵收官をいい、同令第三十九条の二第三項に規定する分任歳入徵收官代理を含む。以下同じ。）が発した納入告知書又は納付書（それぞれ日本銀行を納付場所とするものに限る。以下同じ。）に基づき歳入に納付するものに限る。（第一号から第四号までを除く。）

七 国税収納命令官（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第八条第二項に規定する国税収納命令官をいい、國稅収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の五第二項に規定する国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）又は分任国税収納命令官（同法第八条第四項に規定する分任国税収納命令官をいい、同令第四条の五第二項に規定する分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が発した納入告知書、納税告知書（日本銀行を納付場所とするものに限る。以下同じ。）又は納付書に基づき国税収納金整理資金に払い込むとき。

八 特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号。以下「受入事務規程」という。）第九条の規定により、特別調達資金会計官をいう。以下「資金会計官」という。）又は分任特別調達資金会計官（施行令第三条の二第一項に規定する分任資金会計官をいい。以下「分任資金会計官」という。）からの特別調達資金返納命令書に基づき返納するとき。

九 受入事務規程第七条の規定により、特別調達資金出納命令官（施行令第三条第六項に規定する資金出納命令官をいい、同項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員を含む。以下「資金出納命令官」という。）が発した特別調達資金返納告知書に基づき、返納するとき。

十 受入事務規程第九条の二の規定により資金会計官又は分任資金会計官が送付した延滞金等組入命令書に基づき払い込むとき。

十一 法令の規定により相殺が行われた場合において当該相殺に係る金額を預託金に受け入れたとき。

第十四条 資金出納官吏は、送金（外国送金を除く。以下同じ。）又は振込み（第二十七条の振込みを除く。以下同じ。）により支払をするときは、会計法第四十九条において準用する同法第十五条に規定する日本銀行をして支払をなさしめるための支払指図書によらなければならぬ。（小切手等による支払）

第十五条 資金出納官吏が前二条に規定する場合を除くほか、預託金から支払をするときは、現金の交付に代え、その預託金に対する小切手を振り出さなければならない。ただし、駐留軍等労働者（駐留軍等労働者及び公共事業労働者に支払うべき給与と金支払に関する特別取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第七十一号）第一条に規定する駐留軍等労働者をいう。第二十一条第五項及び第七項並びに第二十四条第七項及び第九項において同じ。）に給料その他給与の支払をする場合又は債権者が特に現金の交付を求めた場合は、この限りではない。（支払前の調査）

第十六条 資金出納官吏は、支払をする前に、その支払が、法令に違反することがないかどうかを調査し、その支払をなすべき金額を算定し、かつ、科目が誤ることがないかどうかを調査しなければならない。（特別調達資金支払決議書の作成等）

第十七条 資金出納官吏は、支払をするときは、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号。以下「支払事務規程」という。）第九条の規定について準用する。

第二節 国庫金振替書

（国庫金振替書の送信方法及び発行通知等）

第十八条 資金出納官吏は、第三号書式による国庫金振替書を電子情報処理組織（支払事務規程第二条第一項に規定する電子情報処理）に記載された番号を併せて記録しなければならない。

第十九条 資金出納官吏は、第十三条第一号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱店名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徵收官の発したものであるときは、その取扱店名及び当該分任歳入徵收官の所属店名）を、その受入科目として「何年度内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計健康勘定」と記録するほか、「船員保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。

二十 資金出納官吏は、第十三号第二号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱店名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徵收官の発したものであるときは、その取扱店名及び当該分任歳入徵收官の所属店名）を、その受入科目として歳入年度、主管

れ、若しくは戻し入れ、又は歳入に納付し、若しくは出納官吏（会計法第三十九条第一項に規定する出納官吏をいい、同条第二項に規定する出納官吏代理、分任出納官吏又は分任出納官吏代理を含む。以下同じ。）の預託金に払い込むとき。

十二 他の資金出納官吏に対し、預託金から振り替えをするとき。

二 資金出納官吏は、第十三条第一号の場合において国庫金振替書を日本銀行本店に送信したときは、第四号書式の健康保険料被保険者負担金額表を作成して、これをその歳入徵收官又は分任歳入徵收官に送付しなければならない。

三 資金出納官吏は、第十三条第三号の規定によればならない。

四 資金出納官吏は、第十三条第四号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱店名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徵收官の発したものであるときは、その取扱店名及び当該分任歳入徵收官の所属店名）を、その受入科目として「何年度内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定」と記録するほか、「厚生年金保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。

五 資金出納官吏は、第十三条第五号の場合において送信する国庫金振替書には、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第一項に規定する納付書及び所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第八十条に規定する計算書を添えなければならない。

六 資金出納官吏は、第十三号第八号又は第十二号の場合において国庫金振替書を日本銀行本店に送信したときは、第七号書式の国庫金振替書の金通知書をその資金出納官吏に送付しなければならない。

（国庫金振替書の記録事項）

七 資金出納官吏は、第十三条第五号の規定によ

り送信する国庫金振替書には、振替先としてその受入金の取扱店名を、その受入科目として「何年度厚生労働省所管労働保険特別会計徴収勘定」と記録するほか、「労働保険料」「労働者災害補償特別保険料」「一般拠出金」又は「労働保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第十七号）に定める納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。

八 資金出納官吏は、第十三条第五号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその受入金の取扱店名を、その受入科目として「何年度国税収納金整理資金」と記録するほか、「所得税」と記録しなければならない。

九 資金出納官吏は、第十三条第六号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱店名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徵收官の発したものであるときは、その取扱店名及び当該分任歳入徵收官の所属店名）を、その受入科目として歳入年度、主管

資金出納官吏は、第十三条第七号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその受入金の取扱庁名（その納入告知書、納税告知書又は納付書が分任国税收納命令官が発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任国税收納命令官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度国税收納金整理資金」と記録するほか、その納入告知書、納税告知書又は納付書に記載された番号及び納付目的を併せて記録しなければならない。

資金出納官吏は、第十三条第八号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその返納を受ける資金会計官又は分任資金会計官の官職及び氏名を、その受入科目として「特別調達資金」と記録しなければならない。

資金出納官吏は、第十三条第九号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその返納を受ける資金出納命令官の官職及び氏名を、その受入科目として「特別調達資金」と記録するほか、その資金出納命令官の資金を取り扱う日本銀行名を併せて記録しなければならない。

資金出納官吏は、第十三条第十号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先として延滞金等に係る資金会計官又は分任資金会計官の官職及び氏名を、その受入科目として「特別調達資金」と記録するほか、「延滞金等」と併せて記録しなければならない。

資金出納官吏は、第十三条第十一号の場合に送信する国庫金振替書には、資金に受け入れ、又は戻し入れるときは振替先として資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納官吏の官職及び氏名を、その受入科目として「特別調達資金」と記録するほか、その納入告知書又は納付書に記載された番号及び「相殺額」と記録し、歳入に納付するときは振替先として当該歳入の取扱庁名（分任歳入徵収官が当該歳入を取り扱うときはその取扱庁名及び当該分任歳入徵収官の所属庁名）、その受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）、会計名及び勘定名のほか、その納入告知書又は納付書に記載された番号及び「相殺額」と記録し、出納官吏の預託金に払い込むときは振替先として当該預込みを受ける出納官吏名の受入科目として「預託金」と記録するほか、当該出納官吏の預託金を取り扱う日本銀行名、納入告知書又は納付書に記載された番号及び「相殺額」と記録しなければならない。

12 前項の資金に受け入れ、又は戻し入れる場合において、資金出納官吏は、特別調達資金債権管理職員（国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第五条の規定により防衛大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）から納付書の交付を受けるものとする。

13 国の収納し、又は返納させるべき金額が国より支払すべき金額を超えるときにおける第十一項の規定の適用については、同項中「相殺額」とあるのは、「一部相殺超過額」とする。

14 資金出納官吏は、第十三条第十二号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先として当該振替えを受ける資金出納官吏の官職及び氏名を、その受入科目として「特別調達資金」記録するほか、当該資金出納官吏の取引店名を併せて記録しなければならない。

15 第三節 支払指図書

（支払指図書の送信方法等）

第二十条 資金出納官吏は、第十四条に規定する支払指図書により支払をするときは、第八号書式による支払指図書を電子情報処理組織を使用して作成し、これを日本銀行本店に送信しなければならない。

2 資金出納官吏は、送金のための支払指図書を送信したときは、第九号書式による国庫金送金通知書を債権者に送付しなければならない。

3 第一項の規定による送金のための支払指図書の送信が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十二条、第三百二十二条の五第五項又は第三百二十八条の五第三項の規定により、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の月割額又は退職手当等に係る毎月分の所得割の納入をするためのものであるときは、前項の規定にかかわらず、資金出納官吏は、省令別紙第六号書式（その二）の道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割（納入申告及び納入通知書を関係の市町村に送付するものとする。）

4 資金出納官吏は、振込みのための支払指図書を送信したときは、その旨を適宜の方法により債権者に通知しなければならない。

（保険料を控除した場合等における支払金額）

第二十一条 資金出納官吏は、健康保険・船員保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者に対する報酬の送金又は振込みをしようとするとき

号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社に送金又は振込みをしようとするときは、当該控除した金額に相当する金額を支払金額としなければならない。

7 資金出納官吏は、駐留軍等労働者に給料その他、その給与の送金又は振込みをしようとするときは、当該控除した金額に相当する金額を支払金額としなければならない。

8 資金出納官吏は、前項の控除した金額を労働組合に支払うときは、当該控除した金額に相当する金額を支払金額としなければならない。

（送金の支払場所）

**第二十二条** 第二十条第一項の送金のための支払指図書を送信するときは、資金出納官吏は、日本銀行が指定した銀行（日本銀行を含む。第十七条第一項において同じ。）その他の金融機関の店舗又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所）であつて郵便金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便金銀行をいう。）を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の支払場所の変更の請求を受けた場合において、相当の事由があると認めたときは、当該国庫金送金通知書に記載した支払場所を訂正し、これを債権者に返付し、直ちにその旨をその取引店に通知しなければならない。

（保険料の控除等）

**第二十四条** 資金出納官吏は、第二十条第二項の規定により債権者に国庫金送金通知書を送付した後、当該債権者から当該国庫金送金通知書を添え支払場所の変更の請求を受けた場合には、相当の事由があると認めめたときは、当該国庫金送金通知書に記載した支払場所を訂正し、これを債権者に返付し、直ちにその旨をその取引店に通知しなければならない。

**第四節 小切手等**



#### 第四章 事務引継手続

(交替等の特別調達資金現金出納簿の締切り)

##### 第三十三条

資金出納官吏が交替するときは、前

任の資金出納官吏(資金出納官吏代理がその事

務を代理しているときは、当該資金出納官吏代

理。以下この条から第三十六条までにおいて同

じ。)は、交替の日の前日をもつて、特別調達

資金現金出納簿に締切りをし、引継ぎの年月日

を記入し、後任の資金出納官吏とともに記名し

なければならない。

(特別調達資金現在高証明の請求)

第三十四条 前任の資金出納官吏は、前条の締切

りをした日における特別調達資金の現在高の証

明をその取引店に対して請求しなければならな

(書類等の受渡し)

第三十五条 前任の資金出納官吏は、第十号書式

の現金現在高調書又は第十一号書式の現金及び

預託金現在高調書並びにその引き継ぐべき帳

簿、証拠その他の書類の目録それぞれ二通を作

成し、後任の資金出納官吏の立合いの上現物と

対照し、受渡しをした後、現在高調書及び目録

に年月日及び受渡しを終わった旨を記入し、前

任及び後任の資金出納官吏において記名し、そ

れぞれ一通を保存しなければならない。

(特別調達資金現在高引継通知書)

第三十六条 前条の手続を終つたときは、前任の

資金出納官吏は、第十二号書式の特別調達資金

現在高引継通知書を作成し、これに後任の資金

出納官吏とともに記名した上、資金出納命令官

に送付しなければならない。

前項の特別調達資金現在高引継通知書には、

前任の資金出納官吏の振り出した小切手で取引

店においてまだ支払を終わらない金額を区分し

て記載しなければならない。

(廃止の場合の事務引継ぎ)

第三十七条 資金出納官吏が廃止されたときは、

廃止される資金出納官吏(資金出納官吏代理が

その事務を代理しているときは、当該資金出納

官吏代理。以下この条及び次条において同じ。)

又は、第三十三条から前条までの規定に準じ、そ

の債務を引き継ぐべき資金出納官吏に、残務の

引継ぎの手続をしなければならない。

(指定職員による事務引継ぎ)

第三十八条 前任の資金出納官吏又は廃止される

資金出納官吏が第三十三条から第三十六条まで

又は前条において準ずるものとされる第三十三

条から第三十六条までの規定による引継ぎの事務を行うことができないときは、予算決算及び会計令第二百二十五条の規定により指定された職員がこれらの資金出納官吏に係る引継ぎの事務を行ふものとする。

#### 第五章 雜則

(現金の亡失)

資金出納官吏は、その保管に係る現

金を亡失したときは、遅滞なくその事由を記載

して資金出納命令官を経由して所属官庁に報告

しなければならない。

(記載又は記録事項の誤りの訂正)

第四十条 資金出納官吏は、第十八条第一項の規定により日本銀行本店に送信した国庫金振替書の記録事項のうち金額以外のものに誤りがある

ことを発見したときは、直ちに、第十三号書式

の国庫金振替訂正請求書をその取引店に送付し

てその訂正を請求しなければならない。

第四十一条 資金出納官吏は、第二十条第一項の規定により日本銀行本店に支払指図書を送信し

た後その必要がなくなったときは、支払未済の

場合に限り、その取引店に対して、第十六号書式の特別調達資金送金又は振込取消請求書を送

付し、当該送金又は振込みの取消しを請求しな

ければならない。

第四十二条 資金出納官吏は、第二十七条第一項

の規定により取引店に交付した国庫金振込請求

書の記載事項のうち金額以外のものについて誤

りがあることを発見したときは、直ちに、その

取引店にその訂正を請求しなければならない。

第四十三条 資金出納官吏は、第十八条第六項の規定により取引店に交付した国庫金振込請求

書の記載事項のうち金額以外のものについて誤

りがあることを発見したときは、直ちに、その

取引店にその訂正を請求しなければならない。

第四十四条 資金出納官吏は、第二十条第一項の規定により日本銀行本店に支払指図書を送信し

た後その必要がなくなったときは、支払未済の

場合に限り、その取引店に対して、第十六号書式の特別調達資金送金又は振込取消請求書を送

付し、当該送金又は振込みの取消しを請求しな

ければならない。

第四十五条 資金出納官吏は、現金の払込みに係

る領収証書を亡失又はき損した場合には、

その取引店からその払込済みの証明を受けなけ

ればならない。

(国庫金送金通知書の亡失又はき損)

第四十六条 資金出納官吏は、第二十条第二項の規定により債権者に送付した国庫金送金通知書

の送付を受けたときは、その金額、科目及び債

権者の氏名を、資金出納命令官を経由して資金

会計官又は分任資金会計官に報告しなければな

らならない。

第四十七条 資金出納官吏は、第二十条第二項の規定により債権者に送付した国庫金送金通知書

の送付を受けたときは、その金額、科目及び債

権者の氏名を、資金出納命令官を経由して資金

又は退職手当等所得割(納入申告及び)納入通

知書を提出させ、これを訂正し、その事由を記

入し、これを当該他の資金出納官吏、債権者又

は市町村に返付しなければならない。

第四十三条 資金出納官吏は、第十条の規定によ

り取引店に交付した特別調達資金払込書の記載

事項のうちで誤りのあることを発見したとき

は、翌年度五月三十一日までに資金出納命令官

又は取引店にその訂正を請求しなければならな

い。

(送金又は振込みの取消し)

第四十四条 資金出納官吏は、第二十条第一項の規定により日本銀行本店に支払指図書を送信し

た後その必要がなくなったときは、支払未済の

場合に限り、その取引店に対して、第十六号書式の特別調達資金送金又は振込取消請求書を送

付し、当該送金又は振込みの取消しを請求しな

ければならない。

第四十五条 資金出納官吏は、資金出納官吏から送付された国庫金送金通知書を亡失したときは、直ちに支払場所たる銀行その他の金融機関に支払停止を請求し、かつ、支払未済のときは、その銀行その他の金融機関を経由して資金出納官吏に

届け出なければならない。

第四十六条 債権者は、資金出納官吏から送付さ

れた国庫金送金通知書を亡失したときは、直ち

に支払場所たる銀行その他の金融機関に支払停

止を請求し、かつ、支払未済のときは、その銀

行その他の金融機関を経由して資金出納官吏に

送付しなければならない。

第四十七条 資金出納官吏は、当該国庫金送金通知書に記

載してある金額、番号、発行日付、発行府及び

支払場所を記載しなければならない。

第四十八条 債権者は、資金出納官吏から送付さ

れた国庫金送金通知書をき損した場合は、當

ての届出について準用する。

第四十九条 資金出納官吏は、前条第一項(同条

第三項において準用する場合を含む。)の届書

を受けたときは、これを調査し、支払を要する

ものと認めたときはは第四十六条の規定に準じ、

その支払に必要な手続をしなければならない。

第五十条 第四十七条の規定は、債権者の亡失し

た国庫金送金通知書により既に支払を受けた者

がある場合について準用する。

第五十一条 第四十六条、第四十七条、第四十九

条及び前条の規定は、第二十条第三項の規定に

より関係の市町村に送付した道府県民税及び市

町村民税の特別徵收税額の月割額又は退職手当

等所得割(納入申告及び)納入通知書について

準用する。

(国庫金送金通知書の有効期間を経過した場合

の措置)

第五十二条 資金出納官吏は、日本銀行特別調達

資金出納取扱規程(昭和二十六年大藏省令第百

号)第十二条の規定により資金の受入済通知書

の送付を受けたときは、その金額、科目及び債

権者の氏名を、資金出納命令官を経由して資金

会計官又は分任資金会計官に報告しなければな

らない。

第五十三条 第二十条第二項の規定により送付した国庫金

送金通知書の有効期間内に支払を受けなかつた

債権者から、更に支払の請求を受けたときは、

3 第四十四条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

(小切手振出後一年を経過した場合の措置)

第五十三条 前条第一項の規定は、その振り出し小切手が振出日付から一年を経過し日本銀行において支払を拒絶されたため、その所持人から償還の請求があつたときについて準用する。

3 第四十四条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

(電子情報処理組織の使用に係る支払事務規程の準用)

第五十四条 支払事務規程第三十五条及び第三十六条の規定は、資金出納官吏の事務の取扱いについて準用する。

附 則 (昭和二十九年五月三一日大蔵省令第四〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、特別調達資金設置令施行の日(昭和二十六年六月十一日)から適用する。

附 則 (昭和二九年六月一七日大蔵省令第五四〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年一二月一七日大蔵省令第一〇五号)

この省令は、公布の日から施行し、第一条、第二条、第三条及び第五条の規定は、特別調達資金設置令施行令の一部を改正する政令(昭和二十九年政令第二百十九号)施行の日から適用する。

附 則 (昭和三〇年四月二〇日大蔵省令第一五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年三月二八日大蔵省令第一一号) 抄

この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三三年三月一一日大蔵省令第六号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和三十二年十月一日から適用する。

附 則（昭和三三年六月一〇日大蔵省令第三二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年八月三〇日大蔵省令第四六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年九月三日大蔵省令第四八号）抄  
この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三四年一〇月八日大蔵省令第七〇号）抄  
この省令は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

附 則（昭和三五年七月九日大蔵省令第四四号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年三月三一日大蔵省令第一一号）抄  
この省令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年五月一五日大蔵省令第二六号）  
この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和三六年一二月二八日大蔵省令第八三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三一日大蔵省令第一四号）抄  
この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日大蔵省令第一四号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一〇日大蔵省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一月二三日大蔵省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年一月一日から適用する。

附 則（昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号）抄  
この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月一七日大蔵省令第六〇号）抄  
この省令は、昭和四十四年十二月二十日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一日大蔵省令第二〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五六年八月二五日大蔵省令第六二号）抄  
この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四六年一月三〇日大蔵省令第八一號）抄  
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則（昭和四六年一二月二八日大蔵省令第九一號）抄  
この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和四七年三月三一日大蔵省令第四七号）抄  
この省令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和五〇年四月一日大蔵省令第一四号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日以後において使用された失業保険印紙は、第四条の規定による改正後の特別調達資金出納官吏事務規程第三十七条の五第一項及び第三十八条第三項の規定の適用については、雇用保険印紙とみなす。

前二項に規定するものの外、この省令の施行に伴い必要な経過措置は、別に大蔵大臣が定めることが出来る。

附 則（昭和五三年四月五日大蔵省令第二二号）

2 1 この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日前に係る雇労働者健保  
保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十  
一条第一項又は労働保険の保険料について第十二  
十三条第一項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した場合の当該控除した保険料に相当する金額の払込みの手続及び控除した旨の報告については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年一〇月一日大蔵省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一日大蔵省令第十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二三日大蔵省令第一一号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取りつくるい使用することができる。

附 則（平成九年八月二二日大蔵省令第六五号）抄

1 この省令は、平成九年十月一日から施行する。この省令の施行前に送付された国庫金振込通知書に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年九月二九日大蔵省令第七五号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年一二月四日大蔵省令第八五号）抄

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月四日大蔵省令第四八号）抄

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一六年三月四日財務省令第  
一〇号）抄

1 この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一九年一月四日財務省令第一号）抄

1 この省令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二七号）抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年八月二〇日財務省令第四四号）

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日財務省令第九〇号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十一年一月五日から施行する。  
(経過措置)

附 則（平成二〇年一二月二六日財務省令第九〇号）

2 施行日前に第二条の規定による改正前の特別調達資金出納官吏事務規程（以下「改正前資金出納官吏事務規程」という。）第十五条第一項の規定により交付した国庫金振替書、第三十条第一項の規定により交付した国庫金送金請求書並びに同条第三項の規定により交付した国庫金送金通知書及び第三十一条第一項の規定により交付した国庫金振替請求書に係る改正前資金出納官吏事務規程第四十七条、第四十八条及び第五十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正前支払事務規程第十九条第一項の規定により交付された資金若しくは改正前資金出納官吏事務規程第三十三条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により交付された資金のうち交付を受けた日から年を経過しまだ支払の終わらない資金、改正前支払事務規程第三十七条の規定によ

り定により送付された国庫金送金又は振込取消請求書、改正前資金出納官吏事務規程第五十二条の規定により送付された特別調達資金送金又は振込取消請求書、改正前支払事務規程第二十七条若しくは特別調達資金会計官及び特別調達資金出納官吏受入事務規程第十二条の規定により送付された小切手、国庫金振替書若しくは返納告知書の記載事項の訂正請求書、改正前支払事務規程第二十八条若しくは改正前資金出納官吏事務規程第四十八条の規定により送付された訂正請求書又は施行日前に第四条の規定による改正前日本の銀行特別調達資金出納取扱規程（以下この項において「改正前出納取扱規程」という。）第四条第一項若しくは第八条第二項の規定により交付した振替済書に係る改正前出納取扱規程第九条、第十二条、第十三条及び第十九条から第二十一条までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年一二月二八日財務省令第七三号）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和三年四月一日財務省令第三九号）

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年六月二一日財務省令第三五号）

（施行期日）  
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則**（令和二年一二月四日財務省令第  
七三号）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和三年四月一日財務省令第三九号）

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年六月二一日財務省令第三五号）

（施行期日）  
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**第二号書式**（第十条関係）

第一号書式（第三条関係）	第二号書式（第十条関係）
第一号書式（第三条関係）	第二号書式（第十条関係）

備考  
(1) 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。  
(2) 通票を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。  
(3) 第3条第1項の規定により特別調達資金出納官吏代理の官職及び氏名を記入する場合は、前記の特別調達資金出納官吏代理の官職及び氏名を記入するものとする。  
(4) 第3条第2項の規定により作成する通知書には、特別調達資金出納官吏代理（特別調達資金出納官吏代理の官職及び氏名）を記入するものとする。  
(5) 第3条第3項の規定により作成する通知書には、廃止される特別調達資金出納官吏代理の官職及び氏名を記入するものとする。  
（官職氏名）は、本日付けをもつて、販店との間に特別調達資金に属する現金の預託に関する取引を終了するので通知します。  
（署名）  
（印）

備考  
(1) 用紙の大きさは、各片とも日本郵便規格A4とする。  
(2) 原稿は、適宜設けるものとする。

第三号書式（第十八条関係）

第三号書式（第十八条関係）	
國庫金銀券支票	
年月日	
支 票 號 碼	年 月 日
出 款 日	特別調査資金
金 額 元	円
持票者名	
支 票 號 碼	
年 月 日	
支 票 號 碼	年 月 日
出 款 日	特別調査資金
金 額 元	円
持票者名	
〔持票者名 特別調査資金出給の旨 書類〕	
日本銀行（行 店名）	

第四号書式（第十八条関係）	
國庫金銀券支票	
年月日	
支 票 號 碼	年 月 日
金 額 元	円
持票者名	
支 票 號 碼	
年 月 日	
支 票 號 碼	年 月 日
金 額 元	円
持票者名	
〔持票者名 特別調査資金出給の旨 書類〕	

参考  
 ①用紙の大きさは、国庫金銀券支票の番号についてはおおむね右欄の、横  
16cm×縦10cm程度で用紙を行なう。横幅16cmは、用紙の大きさを規定する。  
 ②この用紙は、支票の出給に際して用紙の上に用紙の番号を記入する。  
 ③用紙の番号欄には国庫内の支票の番号を記載するものとする。  
 ④用紙の金額欄には、支票の金額を記載するものとする。  
 ⑤用紙の持票者欄には、持票者の名前を記載するものとする。  
 ⑥用紙の持票者欄及び用紙は、電子傳票式地図機を使用して作成するものと  
す。

第四号書式（第十八条関係）

第四号書式（第十八条関係）	
國庫金銀券支票	
年月日	
支 票 號 碼	年 月 日
金 額 元	円
持票者名	
支 票 號 碼	
年 月 日	
支 票 號 碼	年 月 日
金 額 元	円
持票者名	
〔持票者名 特別調査資金出給の旨 書類〕	

参考  
 ①用紙の大きさは、国庫金銀券支票の番号についてはおおむね右欄の、横  
16cm×縦10cm程度で用紙を行なう。横幅16cmは、用紙の大きさを規定する。  
 ②この用紙は、支票の出給に際して用紙の上に用紙の番号を記入する。  
 ③用紙の番号欄には国庫内の支票の番号を記載するものとする。  
 ④用紙の金額欄には、支票の金額を記載するものとする。  
 ⑤用紙の持票者欄には、持票者の名前を記載するものとする。  
 ⑥用紙の持票者欄及び用紙は、電子傳票式地図機を使用して作成するものと  
す。

第五号書式（第十八条関係）

第五号書式（第十八条関係）	
國庫金銀券支票	
年月日	
支 票 號 碼	年 月 日
金 額 元	円
持票者名	
支 票 號 碼	
年 月 日	
支 票 號 碼	年 月 日
金 額 元	円
持票者名	
〔持票者名 特別調査資金出給の旨 書類〕	

参考  
 ①用紙の大きさは、国庫金銀券支票の番号についてはおおむね右欄の、横  
16cm×縦10cm程度で用紙を行なう。横幅16cmは、用紙の大きさを規定する。  
 ②この用紙は、支票の出給に際して用紙の上に用紙の番号を記入する。  
 ③用紙の番号欄には国庫内の支票の番号を記載するものとする。  
 ④用紙の金額欄には、支票の金額を記載するものとする。  
 ⑤用紙の持票者欄には、持票者の名前を記載するものとする。  
 ⑥用紙の持票者欄及び用紙は、電子傳票式地図機を使用して作成するものと  
す。





## 第十二号書式（第三十六条關係）

特別調查資金現在高引誘通知書

現金在庫	特別調達資金口座 現金在庫	計	提出済小切手 支払未済高	備考
円	円	円	円	

上記のとおり引継ぎを終わりましたから通知します。

年      月      日

前任特別調查資金出納官吏  
審職一科

後任特別調查資金出納官吏

特別調達資金出納命令官あ

備考  
(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。  
(2) 現金在庫は、その金種類を備考欄に記入するものとする。

日本書式		圖書金鑄訂正請求書	
年 月 日			
下記の事項に誤りがある場合は、該欄に印を押す。			
表題	卷数	天	地
著者名	版次		
出版社	頁数		
元	再	出	
入	別	替	
表題	卷数	天	地
著者名	版次		
出版社	頁数		
元	再	出	
入	別	替	
表題	卷数	天	地
著者名	版次		
出版社	頁数		
元	再	出	
入	別	替	
日本銀行(銀行名)		別刷用費金鑄訂正請求書	
		別刷用費	支票
		名	

参考  
①用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。  
②必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく消費の変更を加えることその他の要件の実現を図ることとする。

第十四号書式（第四十條の様式）	
（参考）	團體金銭貸付請求書
解 題 目 欄	
支拂期日の記入は、月日を記入する。	
期 初	元
期 中	利
期 終	元
合 計	利
余 剰	元
金 銭 請 求 額	利
金 銭 請 求 額	元
日 本 銀 行 (印) (捺印)	
附記 特別調達資金貸付の旨 官 領 氏 名	

備考  
 (1) 用紙の大きさは、日本通常規格A4とする。  
 (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく消費の変更を加えることその他の要の調整を加えることができる。

備考  
(1) 用紙の大きさは、日本書籍規格A4号とする。  
(2) 年度ごとに連番番号を付するものとする。  
(3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調

第十六号書式（第四十四条関係）

<p style="text-align: center;">明細請求合意書(契約書類)</p> <p style="text-align: center;">(書 6)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本支票行(印) 請款人(印)</p> <p style="text-align: center;">〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p> <p style="text-align: center;">丁度の明細請求合意書(契約書類)を本支票行に、請款人(印)が本支票行に請款する旨の記載の如きの文書です。</p>	<p style="text-align: center;">支 付 申 請</p> <p style="text-align: center;">(書 6)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本支票行(印) 本支票行(印)</p> <p style="text-align: center;">〔明細請求合意書(契約書類) 本支票行(印)〕</p> <p style="text-align: center;">丁度の明細請求合意書(契約書類)を本支票行に、本支票行(印)が本支票行に請款する旨の記載の如きの文書です。</p>
<p>本支票行(印) 請款人(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p>	
<p>本支票行(印) 本支票行(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 本支票行(印)〕</p>	
<p>請款人(印) 請款人(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p>	
<p>本支票行(印) 本支票行(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 本支票行(印)〕</p>	
<p>請款人(印) 請款人(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p>	

<p style="text-align: center;">明細請求合意書(契約書類)</p> <p style="text-align: center;">(書 6)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本支票行(印) 請款人(印)</p> <p style="text-align: center;">〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p> <p style="text-align: center;">丁度の明細請求合意書(契約書類)を本支票行に、請款人(印)が本支票行に請款する旨の記載の如きの文書です。</p>	<p style="text-align: center;">支 付 申 請</p> <p style="text-align: center;">(書 6)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本支票行(印) 本支票行(印)</p> <p style="text-align: center;">〔明細請求合意書(契約書類) 本支票行(印)〕</p> <p style="text-align: center;">丁度の明細請求合意書(契約書類)を本支票行に、本支票行(印)が本支票行に請款する旨の記載の如きの文書です。</p>
<p>本支票行(印) 請款人(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p>	
<p>本支票行(印) 本支票行(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 本支票行(印)〕</p>	
<p>請款人(印) 請款人(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p>	
<p>本支票行(印) 本支票行(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 本支票行(印)〕</p>	
<p>請款人(印) 請款人(印)</p> <p>〔明細請求合意書(契約書類) 請款人(印)〕</p>	

第十七号書式（第四十四条関係）